

## 令和7年度旅行会社下見・仕入支援助成金交付要綱

### 第1条 目的

この事業は、旅行会社が募集型企画旅行（以下「募集型旅行」という。）および受注型企画旅行（以下「受注型旅行」という。）の造成を前提として島根県へ下見や仕入に訪れる場合の費用（以下「費用」という。）を助成することにより、旅行商品の造成を促進し、島根県の観光客の誘致拡大を目的とする。

### 第2条 助成対象者

この要綱に基づき、費用の助成の対象となる者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている島根県以外に営業所を有する旅行会社に勤務し、仕入・企画造成・営業・販売等の旅行業務に従事する社員であること。
- (2) 島根県内に宿泊する旅行商品を造成するための下見や仕入であり、募集型旅行は1年以内に発売する予定、受注型旅行は1年以内に旅行者に提案する予定であること。
- (3) 当該年度内にこの要綱に基づく費用が助成されておらず、かつ費用について公益社団法人島根県観光連盟（以下「連盟」という。）の他の補助金等との重複がないこと。
- (4) 費用について島根県、21世紀出雲空港整備利用促進協議会、萩・石見空港利用拡大促進協議会、隠岐空港利用促進協議会、木次線利活用推進協議会から補助金等を受けていないこと。
- (5) 教育旅行の下見・仕入れでないこと。
- (6) 下見や仕入に連盟または地元市町村の観光協会等が原則として随行するとともに意見交換を行うこと。
- (7) 訪問経験のない島根県の観光地または連盟が指定する観光地の下見や仕入を2カ所以上を行うこと。

### 第3条 助成対象経費及び額

- (1) この要綱に基づく費用の対象経費は次に掲げるものとし、実費から消費税及び地方消費税を除いた額の合計額の2分の1（1円未満切り捨て）を助成するものとする。ただし、訪問先に隠岐を含む場合は助成率を3分の2（1円未満切り捨て）に引き上げる。

#### ①交通費

- ▷往復の航空券代・JR代・高速バス代
- ▷公共交通を利用した場合の県内移動費（鳥取県境港～隠岐間を含む）
- ▷レンタカー代（ガソリン代含む、保険料を除く）
- ▷有料道路代

- ②宿泊費（島根県内に限る／1名1泊あたり15,000円上限 ※朝食代、夕食代を含む。ただし、アルコール等の飲料代は含まない。）

#### ③その他の諸経費（島根県内に限る）

- ▷施設入場料
- ▷駐車場代
- ▷ガイド料
- ▷昼食代（1名1回あたり1,500円上限）

- (2) 費用の助成は、原則として1申請当たり10万円を上限とする。

#### 第4条 助成の申請

助成を受けようとする者は、島根県を訪れる10日以上前に下見・仕入支援申請書(様式第1号)を連盟まで提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請に当たっては、当該助成金に係る消費税及び地方消費税を除いて申請しなければならない。

#### 第5条 助成の決定

- (1) 連盟は、前条による申請があった場合は内容を審査し、助成をすることに決定したときは、下見・仕入支援決定通知書(様式第2号)により申請を行った者(以下「助成決定者」という。)に通知する。
- (2) 助成の決定にあたっては、島根県の観光施策の方向性に即した旅行商品の造成の下見や仕入を優先的に採用するものとする。

#### 第6条 実績等の報告

助成決定者は、島根県を訪問した後、速やかに、下見・仕入支援実績報告書兼精算書(様式第3号)に次の書類を添えて連盟に提出しなければならない。

- (1) 訪問レポート(別紙1)
- (2) 精算金額報告書(別紙2)
- (3) 領収書の写し

#### 第7条 助成金の支払い

連盟は、前条による実績報告書兼精算書の提出を受けた場合は必要な検査を行い、助成が適正であると認めるときは支払金額を確定し、仕入・下見支援支払通知書(様式第4号)により助成決定者に通知するとともに速やかに指定された口座へ支払うものとする。

#### 第8条 成果品の提出

助成決定者は、募集型旅行の場合は造成した旅行商品の成果品(パンフレット等であれば2部、WEB商品であれば商品ページのURL)を、受注型旅行の場合は旅行者に提案する企画書等の写しを連盟に提出しなければならない。

#### 第9条 送客実績の報告

助成決定者は、造成・販売した旅行商品による送客実績報告書(様式第5号)を募集型旅行の場合は送客実績が確定した際に、受注型旅行の場合は下見・仕入れ実施終了日の翌日から起算して1年間の送客実績を連盟に提出しなければならない。

#### 第10条 助成の決定の取消

助成決定者がこの要綱の規定に違反したとき、提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき、連盟が求める書類等の提出がされないとき等は、助成の決定を取り消すことができる。

#### 第11条 雑則

本書に定めのない事項については、連盟が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和7年3月27日から施行する。